

埋蔵文化財の保護

大 場 利 夫

(一) 埋蔵文化財保護の意義

およそどんな国でも歴史をもたない国はない。歴史のないところに、その国の健全な発展は望むことはできないといっても過言でない。その国の発達の歴史を実証する資料として、その国土に存在する文化財を保護活用することが必要である。

埋蔵文化財は、私達の祖先が古代からこの地に住みその生活の中で残した過去の記念物であり、それは意識的であるか否とにかかわらず、今日に伝えられた貴重な文化的遺産といえよう。私達はこの意義を認識して活用し、さらにこのことを後世に伝える義務があるのである。

今日の歴史と文化は忽然と発生したのではなく、古い祖先からの畜積によるものである。したがって過去の歴史と文化を集大成して体系をつくり、その変遷の道程を凝視し反省して、その経験をしゅうぶんに生かして、今後の誤りない行方を

考えるべきであろう。なお、埋蔵文化財は一たん失われると、復元することができない性質のものである。このように貴重な遺産、すなわち、学術資料が学問の正しい活用から離れて破壊され失われていくことは、われわれ一同の損失といわなければならぬ。埋蔵文化財を保護する理由はここにある。

(二) 北海道における遺跡の分布状態

北海道における埋蔵文化財、すなわち先住民の遺跡の残存状況は、本州各地にくらべてかなり良好な状態にある。これは、全島にわたっての開拓が遅れていたためである。しかし、道南部の都会の周辺ではすでに破壊されたものが多いが、恵山岬地帯、江差、上ノ国地帯にはまだ残存している。また、道北東部には昔時のままの状態に残存しており、ことにオホーツク海沿岸には顕著に見られる。

遺跡の地理的環境ならびに立地状態は、先土器文化（広義の旧石器文化）の遺跡は山陵地帯に残っており、縄文文化ならびにそれ以降の土器文化の遺跡は、海岸段丘および河岸段丘上に残っている。このことは、先土器文化が営まれた洪積世と縄文文化が営まれた沖積世では、北海道の地理的条件がいちじるしく変遷していることを示している。現在、北見・十勝の山陵地帯、ことに白滝・置戸を中心とした一帯には、いわゆる旧石器文化の著明な遺跡が分布している。

また、縄文文化の遺跡は、太平洋、日本海の海岸線に沿った段丘上一帯、ことに波穏かで漁撈に適し、日当りがよく湧水のある良湾が生活条件に適したところで、もっとも多く遺跡が残存している。なお、縄文文化以降の続縄文文化ないし、擦文文化の遺跡は、縄文文化よりもさらに海浜に近い、低位段丘上に位置して分布が認められる。



(三) 最近における遺跡の破壊状況

道路開墾、鉄道路線施設などによる破壊・開拓事業の一環として道路開墾または道路の補強工事あるいは鉄道路線の敷替えが行なわれている。本事業は産業開発上でも、また地域住民にとつても重要な施策であることはいうまでもない。すなわちここ数年北東部オホーツク海沿岸地帯、北西部では日本海沿岸に沿った道路の拡幅、または新設工事が盛んに行なわれ、現在も進行中であるが、本事業によって海岸段丘上、ならびに河岸段丘上に立地していた遺跡がかなり多く破壊された。

実例をあげると、昭和三十年頃からはじめられた知床半島西部斜里―宇登呂を結ぶ新道工事中、いわゆる前北式―後北式文化、ならびにオホーツク文化に属する人骨、文化遺物などがおびただしく出土したが、僻地であったため監督官庁の耳に達したときは、遺跡は大方壊滅し、遺物も四散していた。また二十九年、岩内町大震災による復旧工事として段丘上に住宅と道路がつくられたが、ここでも縄文文化前期―中期の遺構と遺物が大量に発見された。幸いに町教育委員会によって工事と並行して調査がなされ、遺跡の実測と遺物の採集が行なわれた。

なお、四十年以降行なわれた稚内―枝幸地帯の道路新設、ならびに拡幅工事では、海岸段丘上の縄文文化、続縄文文化、擦文文化、オホーツク文化の遺跡の大部分が破壊された。遺跡の一部につい

ては、当該地の教育委員会によって小規模の調査がなされた。四十一年以降の東釧路貝塚地帯の開発では、縄文文化早期から擦文文化期にいたる各年代の重複遺跡が破壊されたが、ここでは破壊に先だつて市立博物館が活動して、かなり重要な知見をえている。その他にも多くの実例があるが省略する。

工場、住宅建設などによる破壊・室蘭市本輪西町の海岸段丘上には、縄文文化前期―中期の円筒土器文化の大遺跡があつて、市立図書館によって昭和三十六年以来調査がつづけられていたが、四十一年に、ついに本地一帯の広大な地域に住宅が建てられてしまった。また、江別市の通称・坊子山といわれる丘陵地も三十年以降、次第に整地されて平地となったが、市教育委員会によって小規模な調査が数回行なわれただけで破壊され、工場が建設された。

昭和四十二年、江別市大麻に道営団地の建設が完成したが、本地ではそれ以前に工事担当者と話合つて遺跡の分布調査を行ない、破壊せざるをえない地点の事前調査も行なつた。さらに遺跡として残しうる地点の緑地化などについても、とりきめを行なつた。しかし趣旨の不徹底から必ずしも計画どおりにはいかず、一部は破壊された。

なお、四十三年、函館郊外の空港拡張が計画されたが、本地は事前の分布調査によつて縄文文化前期―中期の円筒文化の堅穴聚落が存在していることが明らかだったため、施工者側から費用が支

出されて不完全ながら調査が行なわれた。

砂鉄採集による破壊・北海道沿岸地帯における砂鉄採集事業はかなり以前から行なわれていたが終戦後は活発で、南部地帯の太平洋、日本海の沿岸からはじまり、現在両海の北部に延びている。今日までの状況では、採集場所が海浜とこれにつづく低位段丘が対象となっているので、続縄文文化期(恵山式・後北式)、擦文文化期(擦文式・オホーツク式)、アイヌ文化初期の遺跡の立地条件と一致し、そのため、同文化期の主要な遺跡の大部分が掘りかえされてしまった。

最近問題になつた例では、四十一年の恵山地帯での採集では、海浜のみならず段丘の深部におよんだため、地下数十メートルまで掘り起こされ、縄文文化前期―中期の円筒文化の聚落、続縄文文化期の墳墓の大部分が破壊された。なお、破壊途上に当地の教育委員会が発見し、一部については保護処置が講ぜられた。

開墾による破壊・未開地の開墾中に遺跡を発見する場合がかなり多い。比較的年代の新しい堅穴遺跡や貝塚などは、地上から見てもそれと解かる程度に明瞭なものであるが、土地所有者の配慮で破壊を避けたり、あるいはそのまま埋めておく場合も見られる。しかし無関心に整地した後、土中から発見した遺物をなんとなく保管している場合もある。

また、たとえ遺跡であることを知つていても、私有地の場合は開墾者の経済生活がかかつてい

ので、文化財保護法の適応を受けることを嫌って無視する場合もあるようで、大きな問題が残る。私は二十九年、根室市温根沼で農家の協力によって、縄文文化早期の押型文文化のかなり重要な竪穴と貝塚を発見して、調査した例がある。

四 遺跡の緊急調査とこれに伴う

諸問題

遺跡と知らずに破壊を行なった場合は論外であるが、文化財保護法が施行されている今日においては、明らかに遺跡が道路開鑿、工場・住宅建設採鉱、開墾などによって破壊に当面した場合は、工事を一時中止して緊急に調査を行なうことになっている。しかしながら、埋蔵文化財に対する監督官庁はあるが、調査を行なう機関は東京都その他二、三の地域を除けば、設けられていない状況である。また府県によっては、調査機関とはいえないが、専門の学芸員を配置しているところはあつた。したがつてこのような状態の下で、遺跡の緊急調査を行なうことには、種々の問題が起きるわけである。

問題点の第一には、調査団の編成が困難であることである。すなわち調査には精密な専門知識を必要とするし、相当数のスタッフも揃えなければならぬのである。したがつて、緊急調査を実施することになつても専門家が集まらないし、たとえ大学、博物館勤務の該当者があつたとしても、本務を捨ててこれに専心することはむずかしい。

第二には、遺跡の調査は発掘だけが目的でなくその成果を必ず印刷公表することが義務づけられている。したがつて遺跡の性格が、たまたま調査を担当した者の研究領域でない場合も生じてくることもありうる。

第三には調査費用であるが、緊急調査は突発的であるので、年度頭初に予算が計上されていないので、監督官庁での費用の捻出は難しい。なお、調査費用については近來、道路公社、住宅公社、鉄道公団、開発庁などと契約があつて工事施工者が支出することになっているが、実際には、要求額的全額が支給されることはない。また、契約の成立していない施工者の場合は、費用は皆無である。

第四には、私有地における開墾などによる破壊であるが、この場合は、個人の経済生活と密着するので、一層経費などについては捻出の方策がない。

以上に、緊急調査に伴う二、三の問題を指摘したが、土木工事などに並行して実施する緊急調査は、たとえ調査費用がとつたとしても、時日を切つての迫り立てられる思いの中の調査であるので、必ずしも良心的な調査は行ないえないし、また調査には好成績を期待することは難しいのである。緊急調査には種々の困難と苦悩が多いのである。

五 遺跡の保護対策

われわれの過去の歴史を包蔵する重要な文化遺

産である埋蔵文化財はその分布も限られており、数的にも必ずしも多くないので、遺跡は学術調査以外のための破壊からは、当然守らなければならない。保護対策の根本としては、遺跡の意義とその価値についての認識を高め、郷土愛を育成することにあろう。

具体的な方策として当面考えられることは、第一には遺跡の分布状況をあらかじめ調査把握し、末端の監督者にまで徹底させる。したがつて、遺跡地帯の土木工事などは極力回避する。第二には遺跡の破壊には処罰を厳重にする。第三には中央監督官庁はもちろんであるが、市町村の関係部門に専門職員を配置する。そして中央官庁には埋蔵文化をはじめ、文化関係の事務を一括した文化課を設置して、文化行政を強化する。第四には、関係部門は年度頭初にあらかじめ埋蔵文化財対策費を計上しておくか、これに代る措置をしておく。第五には主要遺跡は助めて、国または公共団体が買取して、国有または公有化を考える。そして遺跡の緑地化を行ない、遺跡公園として保護する。――ことなどをあげることができる。

以上に埋蔵文化財保護対策について、思いついたまま私見を述べたが、国家が文化財保護対策に関する貧困さを自覚し、悔いを千載に残さぬよう一日も早く諸対策の充実を積極的に進めるようねがう。

(北大文学部教授)